朝鮮信使議 全

リ 5
2473

朝鮮信使議

門 伊 號 2473 卷

は下宮の上をやかくきされるは海ぞかにくら
だいもり
一体の字のもさえせの底のごとく丑世味んでを諱れし

瞕鐔論文叢

朝鮮信使

帝國圖書館藏

[illegible]よりきます様件々

〆一 國書御式の事ハ論ずるに及ばずといへども猶これの

違ききとの事ハ國書に書くべくとは是非に任て

あれ節ハ此國書をこちらより申して出来ん

ままてはつまじ未前ありその上にての未之

事ハ高くてはならず事ゆえその事をたちかへるかあ

なるべく事との事には此國書をかるくしてハ碑

此の事し八此國書のかかりにいだし大事なる

これにそくその事くは事なれば最初に御敬崩

ななされまはせ一事なれるの事ありて謙

ゆえともちたく然らずまへして事のまたは

事に相文りの姑に御敬崩をたてしその事

御下官の上にかくまされまは論ずるにいら

だるま

一 譯の字の事をさへ主の候のごとく丑年まで譯

聘使議

帝國圖書館藏

郷先生へ来りし寺業
信使清役ゆゑに陳く
一図書御式のうへ論ずるに及ばずといへども聘礼の
章[illegible]のハ図書に書くは[illegible]故に[illegible]
の礼節ハ此図書を[illegible]ても[illegible]来ん
[illegible]といへども来聘[illegible]の上[illegible]の来聘之

事ハ[illegible]
なく[illegible]のは[illegible]書[illegible]ハ聘
礼の[illegible]ハ此[illegible]書[illegible]
これに[illegible]の[illegible]最[illegible]敬
[illegible]謙
[illegible]
[illegible]敬[illegible]
[illegible]の上[illegible]論ずるに[illegible]
[illegible]
一[illegible]の字の[illegible]五味[illegible]

朝鮮信使議

島根県立図書

隣交之事ハ未しき寸業
信使請(?)及ひの事を陳へし
一國書御式の事ハ論ずるに及ばずといへども[illegible]
其書のかたちハ國書にくはしく[illegible]故
のれ節ハ此國書をこととせずして[illegible]
ふまへていへども末節ハかくことの上にて[illegible]

事ハ[illegible]のことに[illegible]
なく候のことは此書なりとて[illegible]
此の書しハ此の書をかりはなばいよ[illegible]
これにしるすのかたくは書れバ最も[illegible]
なすれはまづ一きれのうちにあり[illegible]
ゆゑもちもたく[illegible]しうれしくてことの[illegible]
更に[illegible]文りの始て、御敵流をたし[illegible]
御て常の上とかくすれもはい論ず[illegible]
なりし
一[illegible]の字のをもてよの[illegible]の[illegible]のことく
丑之味[illegible]

常法にてハ世間ニ加様之事も有之候も名を
以てあ通せられ候へハ世間にてハ知れ候事ニ
是を犯され候ハヽ決而御沙汰ニ及ひ士分中ニ法度ハ
奉申上候一通りたりとも其儀を此事にて被成さ
るは勿論にて直ニ其取調して御法を以て被仰付られ
は一家の法度申つけ候右之者ハ達之儀ハ其後之上ハ
かうしても申すでも御法度を達されなれ
儀とても如何あるまじくたとへ相成候ハヽ被さ
きゝ候かくたる事の事あやうしてハ急
かう御きらせ申上候いつれも御沙汰ニ及ひ

遣されて御法度ニおゐて申すへき御事ニ御座候
以上

一大猷院様御代寛永九年十二月同年二
月ゟ御法度を被仰出候御書付之通相守
候様ニ被仰付候事ニ而御法度之儀ニ者
しかくなとも
御家来の者ハ急度相守候様ニ以ての外
小の事ニ而も御法度ニ背き候ハヽ其代々至て
御名をさけて不届之至之者の御改ニて
おゐてハたとへ下の者迄も御法度を申候

はて其上ることしりおほて御はし法ともなくかなしみ

ても君子忠臣の道としてかつゐるとふ御わりて

こそれいかましきの律も右殺さるの御ありては

御之法にもなくかれい命はしても誠しかる

御いことなりをば七代までいよやかましく

ゆゑはよろしくそのんを推しかよおそれのか

我を鄙むるまではまた従ひ奉上文てよひ御使

大猷院様は御のかふこころづきしむくゆるもち

まま御か文出上はその四年もなくかて御く

犯しくおこて御下御ちら身にて同の事ありての霊

ゆゑくるよ引まりくうらまた欽のよ

一存しこくたるさのいはいすいの七代の祖

御かかれられ嫂之かれ太かく御かめらまるまな

はのも御事もあきるよ同御と行く害なくいるる

たまりいは御祖父

大猷院様は御諱を犯し来りはあまるの誠どめ

もあくたるもがら彼七代の御諱を御改めいそふ示

後代よおあて

当御代のよをとるにして詳御伝へずくは殿沢事

呼ふ月の[?]まゐる一人ともなくハ射冊并書を元
こハ[?]ぬくやしきやうに返ハ対冊
并書を元に帰りしまてさし越被存のもにハ
圖御ハ尋うる下にかへ少々をつかハすへき
まする一通に[?]しく候のより
一此方無紙ても請申ふうへ申しましそハなくハ
[?]ハ済みてよの所へハ所々ハかへさるまて
此書つき二度ふてハます少し[?]かれぬなく
ありまり
一此上も三度ありし文のふたに仕ちかへさされ

そく對方并名のさしてもなく[?]ハ
三度ハりし人ハ并書ハ此方圖御衛を指き
ハ[?]は[?]候に御済ひまハ申て申
さもりても[?]なく此上ハ御[?]申まくまハ[?]
[?]何ハなくハかをも[?]
こそ[?]く所こ本通によも候ハ[?]
御辞も王ハ后をもひ逃すしくる[?]
[?]ものく撰[?]あまり色形をいかる切のため
放流そ有の御返翰も[?]撰く[?]ハ
上き出しをる文一つまいらし[?]と[?]葉なれ無く

右趣よりつく〳〵通出来候ハヾ早々寸尺を
後の通ひ名残の者へ相頼申候
至急之御用向ニ而遠出被成候得ハ
仕方無之候間此段御頼可被遣候尤御出之節ハ早々御左右
御座候へ共当地御便りを以御申越被下候
返し候節ハ急々頼参り候処綴り合也ニ通
御手紙にて申上候
右之義ハ御承知之上御名前可被下候
御国元へ御申越可被成候御国許
何とぞ御返事の節も御示し被下度候

東下りの節ハ其外承度候東武まで参り上
御座候各様も無御拘り候由御承知上京
此段御承知被下候得ハ御遣し可被下候
先の船にて罷越候処御無沙汰仕候
御座候而御返書御座候
これ迄遠路御出被成候
其の地の様子いかゞ御座候
てまへ方へ御帰り之節御便り
月々御無沙汰仕候
御きげん能御座候

万事めでたく候まゝ、これにてすみ候まゝ
いつれども仕りさへ致し候へ思召候へば
めでたくかしく
之
五月十七日

右二通以白石筆書面摸写了